

整理番号 104

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4000</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4000
百万	千	円							
	5	4000							
使途	<p>来客用等駐車場賃借料(1.2.3月分)</p> <p style="text-align: right;">$60,000 \times 0.9 = 54,000.0$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

領収書等貼付欄

領 収 証

あらいー徳事務所様 6年12月24日

★ ¥60000

但 馬車場代 1月~3月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

横 山 農

代表 横 山

TEL 080-6671-76

登録番号 _____ GR1021

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> 日						
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="4"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円	
百万	千						
<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>						
円							
使 途	1月分事務所賃借料						
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 N03号室
所在地（住居表示）	埼玉県東3丁目1番18号
構造・規模	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分）	電気漏れ防止器 1個

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和7年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までは、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・返引	敷金の償却、返引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を、毎月27日までに支払う 支払方法 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>

家財保険は借主個人賠償責任付帯に3年加入、保険金額は家財の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

171-2

(5) 貸主

貸主 氏名	住所	電話
-------	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所	氏名
-----------	----

(6) 連帯保証の程度額

程度額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称	電話
所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（有・無）

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1ずつを支払うものとします。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取り掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は高抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人（印）名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）	（氏名）	（電話番号）
--------	------	--------

借主（住所）	（氏名）	（電話番号）
--------	------	--------

連帯保証人（住所）	（氏名）	（電話番号）
（程度額）	円	

当地建物取引業者・当地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を添付しています）

整理番号 172

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 12 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円						352
百万	千	円										
		352										

※政務活動を充当した金額を記載

使 途	<p>1月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付記すること

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号		
0017			****	
取扱店	お取引日	時刻		
38041	06-12-24	11:13		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥80,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おとり		

お取引現金内訳			硬 貨 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

お振込明細またはご案内 電 信

登録番号 0007

サイタマケンキ カイキ イソ ナカヤツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400024

印紙税申告納付済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	182
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 12月 25日	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>		2	7	0	0	0
	2	7	0	0	0				
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	家賃 (1月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年12月25日 ③ 家賃 (1月分)

⑤ 柿沼 貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		*****			
取扱店	お取引日	時刻			
56510	06-12-25	10:14			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥30,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		硬 貨 認 証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			
お振込明細またはご案内		電 信			
お受取人					
ご依頼人					
電話番号		印紙税申告納			
取扱番号 250001		付 添 付 補 和			
		税 務 署 承 認 済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	183
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 12月 25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>599</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	599
百万	千	円							
	4	599							
			※政務活動費を充当した金額を記載						

使 途	駐車場代 (1 月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄 ① 令和6年12月25日
 ⑤ 柿沼 貴志 ③ 駐車場代 (1 月分) ①

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 MEIJI

取引銀行	取引店	口座番号	****
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56510	06-12-25	10:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円	千円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
カキマタカワレイムカント ウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納
取扱番号 250001 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満期を過ぎていますか
 自重更新になっていますか

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)

不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名: [] 預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	2. 振込
	3. 持参 持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
	所在地・TEL	[]
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 () 号	[]
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	[]
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 ())	[]
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	[]

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
おいて
3 乙は
4 本項
損害か

整理番号	104
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 12月 25日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	000
百万	千	円							
	9	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (1. 月分) ② $¥10,000 \times 0.9 = ¥9,000$ 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年12月25日 ③ 駐車場代 (1 月分) ②
---------	---------------------------------

⑤ 柿沼 貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56510	06-12-25	10:16	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高 (円)		おつり	

お取引現金内訳		硬貨	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 カキマタカツセイムカド ヲクムヲヨ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

☆契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名 柿沼貴志

整理番号 1 4 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和6年12月25日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">104,796</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p style="font-size: 1.2em;">建物賃借料(事務所 令和7年1月分家賃料・駐車場代)</p> <p style="text-align: right;">$116,440 \times 0.9 = 104,796$</p>		

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	06-12-25	13:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円		

埼玉県議会自由民主党議員団

事務所 令和7年1月分

家賃料

110,000円

駐車場代

6,000円

別紙明細

440円

[振込手数料]

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 400098

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

ないこと。
足りない場合は、別紙を使用すること。
(印)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

専 業 用 建 物 賃 貸 借 契 約 書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、専業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「専業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社(以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿)	鴻巣市大間字原798番地3			
		(住居表示)	埼玉県鴻巣市大間798番地3			
	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造				
	面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用 可能な面積	2 階建
		バルコニー	m ² (約	坪)	(約	m ² 坪)
	物件の所有者	(住所)	[Redacted]			
		(氏名)				
	使用目的	事務所				
賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の 金額)	
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)			ヵ月分)	220,000 円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		礼 金	(賃料の 総額)	
駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)			(うち消費税)	0 円
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)		権 利 金	(総額)	
雑 費	月額	円(うち消費税 円)			(うち消費税)	円
保 險 料	総額	円(うち消費税 円)		更 新 料	(総額)	
保 証 料		円			(うち消費税)	円
保 証 金		円(3.3m ² 当たり 円)		更 新 手 数 料	新賃料の	
敷金・保証金の 返還時期	本物件の明渡し後				1 ヶ月分 (別途消費税)	
保証金の償却	・建物明渡し時に	%		・契約更新時毎に	%	
	(総額)	円		(総額)	円	
	(うち消費税)	(円)		(うち消費税)	(円)	
	・その他			(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・ 共益費・駐車料 及び・雑費・付 属施設料の支払 方法並びに支払 期限	持参払	(住所)				
		持参先				
		(氏名)				
	振込先	[Redacted]			振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人	[Redacted]			110,000 円	
	口座引落	委託会社名				
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。					

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. 
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

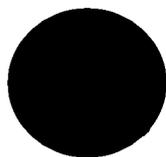
- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
 第2条 乙は甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。



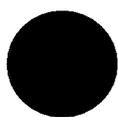
【貸主】



【貸主代理】
 埼玉県鴻巣市栄町2番24号
 株式会社エーティーホームズ
 048-540-2311



【借主】
 埼玉県鴻巣市糠田1363番地1
 金子 裕太



整理番号 106

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 12 月 25 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円			4	9	5				0	0
百万		千		円														
		4	9	5														
			0	0														

使途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所 賃借料</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">(令和7年1月分)</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">55,000 × 0.9 = 49,500</p>
----	--	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 埼玉県議会議員 千葉 達也
---------	------------------------------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56705	06-12-25	15:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お取引先

ご依頼人

子ハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②宛名が記載されてゐる。③印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

(支出されたか分かるような記載)、④発行。)

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

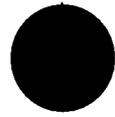
令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 73 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 12 月 25 日 <small style="text-align: center;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">37</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">22</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		37	22
百万	千	円							
	37	22							

使 途	<p>来客等 駐車場賃借料(10~12月分) 2台</p> <p style="font-size: small;"> $\{ 13200\text{円} (6600 \times 2\text{台}) + 660\text{円} (\text{振込手数料}) \} \times 3\text{ヶ月} = 41580$ (政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $41580 \times \frac{9}{10} = 37422$ </p>
-----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;"> 別紙明細 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: small;">(振込手数料)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px; font-size: x-small;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: x-small;">※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p style="font-size: x-small;">※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 73 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

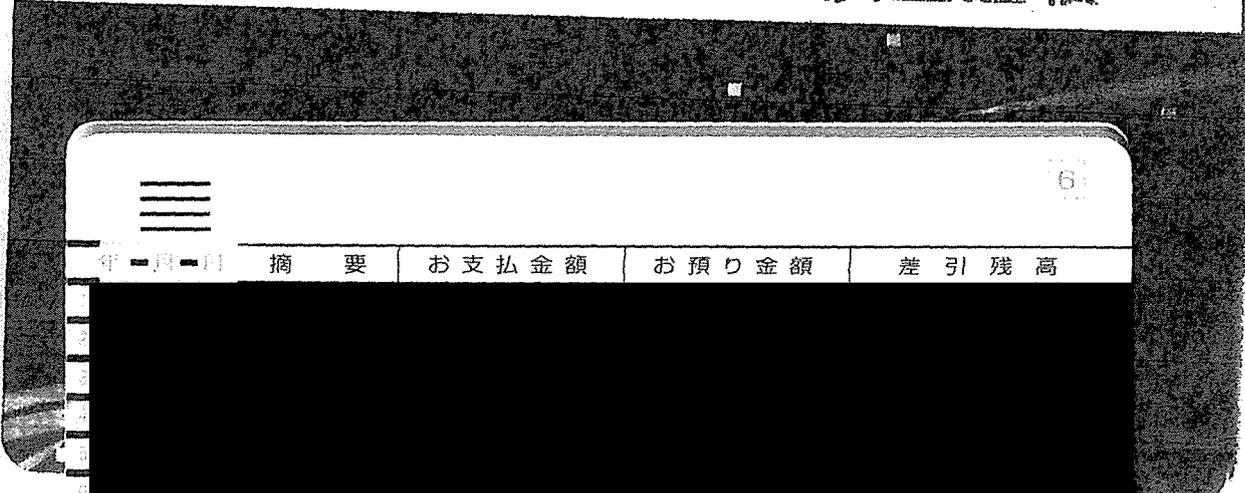
店番 口座番号



渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

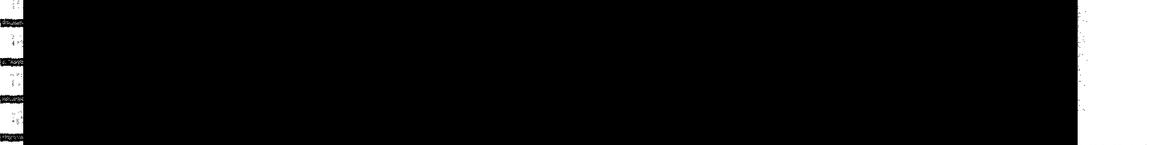
普通預金通帳



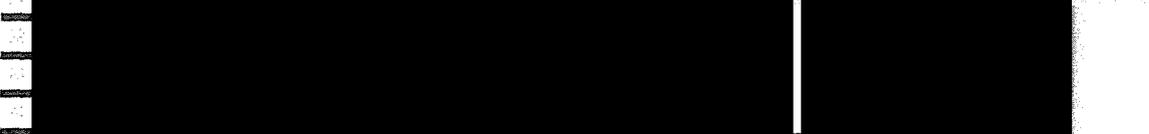
≡					6
---	--	--	--	--	---

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				

06-10-25	送金	*13,860	サイトウ イオ	← 駐車料金(2台分) 10月分
----------	----	---------	---------	------------------



06-11-25	送金	*13,860	サイトウ イオ	← 駐車料金(2台分) 11月分
----------	----	---------	---------	------------------



○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号 73 - 4

新白岡駅東口 XXXXXXXXXX パーキング契約書

賃貸人	XXXXXXXXXX	(以下甲という)
賃借人	渡辺 聡一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 XXXXXX	
名称	斉藤 勲・パーキング	番号 XXXXXX
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	707ウス XXXXXXXXXX	
賃料振込先	武蔵野銀行 XXXXXX 支店. 普通. 口座番号 XXXXXXXXXX 口座名義 XXXXXXXXXX (振込手数料は乙の負担とする)	

上記駐車を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日 から 2025年6月末日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払う
ものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が
不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為 (アイドリング等) をすること。
6. 違法車両 (改造車) の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月 / 日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名

電話

携帯

渡辺 聡一郎

自動送金サービス・口座振替依頼書

自動送金サービス・口座振替のご利用銀行名に○を付けてください。

三井住友銀行
 りそな銀行
T0120091976998
 埼玉りそな銀行
T0020001009849
 関西みらい銀行
T3120001049063

お申込日 2014年3月8日

下記の通り、ご利用銀行の指定口座から口座振替により金額を払出し、受取人に送金することを裏面事項を確認の上、依頼いたします。

ご依頼人控

1. ご依頼人（お金を送る方）

お名前 (引落口座のお名前) 渡辺 聡一郎
 政務課 課長事務所
 代表 渡辺 聡一郎
 〒(0480) 53-3623

お引落口座 支店 []
 科目 ①普通 ②当座 ()
 口座番号 []

2. お金を受け取る方

お受取人名 フリカナ []

ご入金口座 武蔵野 銀行 借金 [] 支店 []

科目 ①普通 ②当座 ()
 口座番号 []

引落口座のお名前と異なる名義で送金する場合
 フリカナ []

3. 送金金額

百万 千 円
 ¥ 13 200
 月により金額が変わる場合、右に記入してください

	月	円	千	円
①				
②				
③				
④				

4. 送金期間

月末送金の場合は、送金日に「31」とご記入ください

開始年月	終了年月	毎月の送金日	送金日が休日の場合
和暦: 年 月 日 6 4 9 3 25	和暦: 年 月 日 9 3 25	日 25	1. 前営業日 ② 2. 翌営業日 ②

※送金の都度、下表の自動送金サービス振込手数料をいただきます。

	送金先金融機関			①、②に記載の金額以外の場合 <input type="checkbox"/>
	①当社		②他行	
	同一支店	当社本支店 (グループ行きむ)		
振込手数料	220円	330円	660円	円
うち消費税10%	20円	30円	60円	円

5. 通信種目

1. 電信 (お引落日に先方に入金されます)

〔ご注意〕

- 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
- 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。
- 本控えは、消費税の仕入税控除を受けるための書類となりますので大切に保管してください。

整理番号 170

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">112</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	112
百万	千	円							
	2	112							

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">政務事務所 事業系ごみ</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">2640 × 8/10 = 2112</p>
-----	---

<p style="text-align: right;">No.41579</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>関根信明事務所 様</p> <p>搬入日 2024/12/27 時刻 08:53</p> <p>施設名称 さいたま市西部環境センター</p> <p>受付 No. 19</p> <p>計量区分 搬入 ごみ種 事業系ごみ(可燃)</p> <p>車両 No. XXXXXXXXXX</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総重量</td> <td style="text-align: right;">1,140 kg</td> </tr> <tr> <td>空車重量</td> <td style="text-align: right;">1,040 kg</td> </tr> <tr> <td>正味重量</td> <td style="text-align: right;">100 kg</td> </tr> </table> <p>税込金額(10%対象) 2,640 円</p> <p style="font-size: small;">一般廃棄物処理手数料として上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: center;">さいたま市現金取扱員 西部環境センター 電話 048-623-4100 FAX 048-622-5353</p> <p style="font-size: x-small;">※(4)※ 適格請求書発行事業者 さいたま市 登録番号 T2000020111007</p>	総重量	1,140 kg	空車重量	1,040 kg	正味重量	100 kg	<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive; text-align: center;">事務所ごみ 処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">別紙明細</div> <p style="text-align: right; font-size: small;">(振込手数料)</p> <hr style="border: 1px solid black; margin: 10px auto; width: 80%;"/> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: x-small;"> しいこと。 足りない場合は、別紙を使用すること。 を付すこと。 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載、 い場合は、余白に補記すること。)</p>
総重量	1,140 kg						
空車重量	1,040 kg						
正味重量	100 kg						

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要です。から充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	〇
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士氏名	〇
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエスネット株式会社 代表取締役 伊藤 〇 TEL049-288-1101	業務に就する名義	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエスネット株式会社
取引態様	媒介	消費税	課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取	店舗
築年月	1998年2月
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所: 〇
管理の委託先	ファイブエスネット株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人氏名	住所: 〇
甲区所有権にかかるとする事項	無
乙区所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	有

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	水公共下水	ガス台無	
台所専用	専用	冷暖房無	
トイレ専用	専用(水洗)	電話設置	(可)
浴室内	無		
給湯	有(隣置物扱い)		

※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づき制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法
- ②新都市基盤整備法
- ③流通業務市街地の整備に関する法律
- ④農地法
- ⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建築物が造成宅地防災区域内か否か
- ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスベストの調査に関して(やっていない)
- 9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込み) ※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる。 2. 更新手数料(有: 新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不相当など)
敷金等の清算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(敷料や不具合の放棄、借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に依り借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する運送損害金を支払わなければならないものとします	

13. 契約の解除に関する事項

- (1) 借主は、貸主に對し3ヶ月前に解除を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2) 借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用する場合、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置	請じない
16. 金銭貸借の有無	無	
17. 保証所等に關する説明	保証協会の名称・所在地 所屬地・事務所所在地	東京都千代田区紀尾井町3-30 (公)不動産保証協会 (公)不動産保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市西堀1-11-89 東京都千代田区大手町1-3-8 東京法務局

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお本契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました。

令和4年2月12日

〇

直志 氏名

住所

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/>
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	トイレ便器ウォシュレット交換・防犯カメラ設置工事 工事代金302368×9/10=272131 政務活動に使用する割合が9/10以上である為
-----	--

領収書等貼付欄 松本義明

松本義明 領 収 証 _____
 政務活動事務所 様 R6年12月27日

¥ 302,368-

但しトイレ便器ウォシュレット交換、防犯カメラ工事として
 上記の金額正に領収いたしました

一般建築設計施工

井 有限会社 井比建築

〒358-0014 埼玉県入間市宮寺1975番
 電話 04(2934)2300
 FAX 04(2934)2270



令和 6 年 12 月 2 日

T9030002034836

松本義明政務活動事務所 様

御 請 求 書

工事件名 トイレ便器ウォッシュレット交換、防犯カメラ工事

御請求金額 円 302,368

10%対象 274,880 円

消費税額 27,488 円

《お振込先》

いるま野農業協同組合

宮寺支店 普通 口座番号 2070785

コイビケン子ク イビミ子オ

有限会社 井比建築

代表取締役

井比

〒358-0014

埼玉県入間市宮寺 1975 番

電話

04-2934-6

携帯

090-8640-9856

	名 称	内 訳	数 量	呼 称	単 価		金 額		摘 要
1	トイレ工事								
2	CS232B NW1		1	台	52 400	31 440			
3	SH233BA NW1		1	台	70 900	42 540			
4	TFC6623 NW1		1	台	93 000	65 100			
5	便器撤去処分工事		1	式		20 000			
6	便器取付工事		1	式		30 000			
7	諸経費		1	式		5 000			
8	【トイレ工事 計】					194 080			
9									
10	防犯カメラ工事								
11	防犯カメラ		1	式		35 800			
12	取付工事	配線、電源工事	1	式		40 000			
13	セットアップ		1	式		5 000			
14	【防犯カメラ工事 計】					80 800			
15									
16	【小計】					274 880			
17	【消費税】		10	%		27 488			
18	【工事合計金額】					302 368			

整理番号 1 2 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p style="font-size: small;">(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 6年 12月 27日 </p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> 6 1 2 0 0 </p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使途</p>	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和7年 1月分</p>	<p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;">68,000 × 0.9 = 61,200</p>
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p style="font-size: large;">逢澤圭一郎</p>	<p style="font-size: small;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="font-size: small;">* 69,100 - = 68,000</p>

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>			
06-12-27 家賃	*69,100	家賃等	

支出元 6.12.27 カ) タイバハジ

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [redacted] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日から、2025年5月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 rows: 更新料 (59,000円) and 更新事務手数料 (0円)

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

Table with 5 columns: 家賃, 共益費, 円, 円, 月額合計 (62,500円)

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 4 columns: 敷金, 原契約終了時の残存金額, 更新時の返還金額, 更新時の追加交付金額, 更新時の合計預り金額

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月2日

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted] 氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted]

氏名 [redacted] 続柄 [redacted]

自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]

勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

Table with 7 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 性別, 勤務先又は学校名等, 連絡先電話番号

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。
2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted]
氏名 [redacted] 続柄 [redacted]
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車 登録番号 [redacted]
メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	☑ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

フリガナ	
氏名	

同居家族

●お問い合わせフリーダイヤル

☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店	株式会社タイセイ・ハウジー
	川口 営業所
	TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

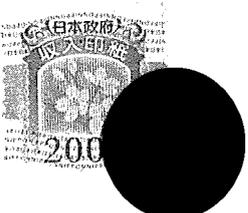
申込区分	<input type="checkbox"/> プラン変更 変更開始月 (年 月)	<input type="checkbox"/> 記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	---	---

整理番号 174

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 12 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	0000
百万	千	円							
	4	0000							
使途	<p>事務所家賃 1ヶ月分</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p> <p>50000 × 8/10 = 40000</p>								
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団							



領収書

関根信明様

領収日 2024-12-30
 領収書番号 REC-0000000074
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
 高橋 満広
 331-0823
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2025年1月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借	
土地の表示	所 在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料 月額 1区画につき 6,000 円	
	保 証 金	

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲) 

借 主(乙) 小川直志事務所 
埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 373

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 12 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">11</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">880</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		11	880
百万	千	円							
	11	880							

使 途	<p>事務所ガードシステム費 (令和7年1月分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">13,200 × 0.9 = 11,880</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

警 署 番 号 373 - 2

領 収 書 貼 付 欄 ※ 警 署 番 号 に は、 枝 番 を 記 入 す る こ と。

埼 玉 県 警 備 保 障 株 式 会 社

ご 案 内

小 川 た だ し 事 務 所 小 川 直 志 御 中

毎 度 あ り が と う ご ざ い ま す。
以 下 の 通 り で 請 求 申 し 上 げ ま す。 つ き ま し て は ご 指 定 口 座 よ り お 振 替 さ せ て 頂 き ま す の で、 振 替 期 日 ま で に 口 座 残 高 の ご 確 認 を お 願 い 申 し 上 げ ま す。

お 振 替 日 2024 年 12 月 30 日

登 録 番 号 T3010401016070

請 求 書 番 号 : 20241108024544

〒 359-0037

埼 玉 県 所 沢 市 く す の き 台 1 丁

綜 合 警 備 保 障 株 式 会 社
埼 玉 西 支 社



請 求 書 作 成 年 月 日 2024 年 11 月 08 日

前 回 ご 請 求 額 2 入 金 額 今 回 ご 請 求 額 2 請 求 額 合 計

件名・品名/備考	数量	単位	単 価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001 2024/12月度 A.L.S.O.K.カードシステム料金 (改定精算分) 小川 ただし事務所				-10,000	10%	
002 2024/12月度 A.L.S.O.K.カードシステム料金 (改定日割) 小川 ただし事務所				11,000	10%	
003 2025/01月度 A.L.S.O.K.カードシステム料金 (改定精算分) 小川 ただし事務所				11,000	10%	
(消費税 10% 計)				12,000	1,200	13,200
今回ご請求金額				12,000	1,200	13,200

お 支 払 方 法 (ご 指 定 の 口 座 よ り お 振 替 さ せ て 頂 き ま す。)

整理番号

373 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

7

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	06-12-30 振替	*13,200	RKSCの口座	

- 他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
- 本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

7

整理番号 74 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年12月30日</p> <p style="font-size: small;">6年10月28日、6年11月28日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">53</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">341</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	53	341
百万	千	円							
2	53	341							

<p>使 途</p>	<p>事務所賃料(11月分~1月分)3ヶ月</p> <p>$(93500(\text{賃料}) + 330(\text{手数料})) \times 3\text{ヶ月} = 281,490$</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $281,490 \times \frac{9}{10} = 253,341$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">※別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 20px auto; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: small;">(振込手数料)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 74-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

店番 口座番号



渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-11-28	振替	*93,830	RKS(タクキツユウ)	←事務所賃料(12月分)
06-12-30	振替	*93,830	RKS(タクキツユウ)	←事務所賃料(1月分)

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 ○お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通貨見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

④ タクキツユウ

整理番号 74 - 4

01-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事 業 用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契約面積	1 階部分 38 m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円	(内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)		
共益費(管理費)	月額 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)		
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引				
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円	
礼 金	93,500 円			
賃料等の 支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う		
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替			
	振込先金融機関名・支店名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	口座種別	普通
	口座番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	口座名義人・フリガナ	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	電話 XXXXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

整理番号 74 - 5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 | 日

貸主 住所 埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷2520-4
 代理人有限会社田口住
 氏名 坂巻 孝 電話番号 0480 (85 XXXXXXXXXX)
 借主 住所 XXXXXXXXXX
 氏名 渡辺 聡一郎 電話番号 XXXXXXXXXX
 連帯保証人 住所 XXXXXXXXXX
 氏名 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている番号を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事(12) 第 877 XXXXXX 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 XXXXXX 事務所所在地
 商号 有限会社 田口住宅 XXXXXX 商号
 代表者等 吉岡 由隆 代表者等
 登録番号 XXXXXXXXXX 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 XXXXXXXXXX 宅地建物取引士

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="text" value="06"/>年 <input type="text" value="12"/>月 <input type="text" value="31"/>日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $14000 \times 0.8 = 11200$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">事務所駐車場代金(19.25.12月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px;"></div>

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団 印</p>

駐草場賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	系	■	号
草種及びバンパー	■			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也			

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。

第1条 賃借期間は2025年10月10日迄とする。貸し期間満了の場、借主は当該草種台議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 草は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他草の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の草以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の草に場内で他草による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐草場又はその設備や駐草場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

2025年10月10日

貸主(甲) 住 氏 理
[Redacted]

借主(乙) 住 氏 理
[Redacted] 森 伸 久 昭

自車更新中

駐車場貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、
 第1条 5月6日迄/ケ年とする。貸し期間満了の場合、
 第2条 賃料の上本契約を更新することが出来る。
 第3条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万1ケ月なりとも滞納せる場合は、金の旨無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
 第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めたる管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方未記名捺印して各1通を所持する。

平成25年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 理 所 名 理
 借主(乙) 住 氏 所 名 理

森 伊 久 磨

白印更新中

整理番号			70
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	--

支出年月日	令和 7 年 01 月 01 日 他	支出額	百万 千 円 2 6 4 0 0 0
	※政務活動費を充当した金額を記載		

使 途	事務所家賃費(令和7年1月～令和7年3月の3ヶ月分)
-----	----------------------------

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.8 = 264,000 円
 政務活動に使用する割合が8/10であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

70-1

領収証

美田正ねお県政事務所

様

No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年1月分事務所家賃貸して

令和7年 1月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田正ねお県政事務所

様

No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年2月分事務所家賃貸して

令和7年 2月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田正ねお県政事務所

様

No. _____

★ ￥110,000-

但 令和7年3月分事務所家賃貸して

令和7年 3月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構造	軽量鉄骨造 木造瓦葺 / (2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08㎡の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL

(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。 駐車場1台含めるものとします。 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	048-951-5826
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 10日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名	Ⓜ
	登録番号	[Redacted]号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	事務所所在地 TEL	

※Ⓜは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 0084

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">07年 11月 06日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">他</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	0	7	7	5	4	4
0	7	7	5	4	4			

<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">セキリティ代 (R6.12月, R7.1月~3月分)</p>
------------	---

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

(21,540 × 4月分) × 9/10

政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2025年01月06日～2025年01月06日 照会件数：2件

2025年02月03日 11時22分25秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[Redacted]				
2025年01月06日	21,540円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	カハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2025年01月28日～2025年01月31日 照会件数：4件

2025年02月03日 11時26分30秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■■■■■■				■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■				■■■■■■■■■■
2025年01月31日	21,540円		セコム	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■				■■■■■■■■■■

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2025年02月28日～2025年02月28日 照会件数：3件

2025年02月28日 10時14分21秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
■■■■■				■■■■■
2025年02月28日	21,540円		セコム	■■■■■

全件数：3件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	外ハシ マチ

入出金明細

照会範囲：2025年03月28日～2025年03月31日 照会件数：3件

2025年03月31日 11時47分07秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
■■■■■				■■■■■
2025年03月31日	21,540円		セコム	■■■■■

全件数：3件

整理番号 104

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 1 月 6 日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">886</td> </tr> </table>	百万	千	円		3	886
百万	千	円							
	3	886							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキンレンタル代	$1,507 \times \frac{1}{2} = 754$ $2,377 \times \frac{1}{2} = 1,189$ $1,507 \times \frac{1}{2} = 754$ $2,377 \times \frac{1}{2} = 1,189$
-----	-----------	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX
小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書 兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 登録番号:T6070001004715
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目67番2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2025年 1月 6日 次回訪問日 2025年 2月 3日 取引 現金 No.100357748100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			訂正	備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814			

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	1,370	137	1,507	1,507	10%

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 104 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政治活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX
小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

登録番号:T6070001004715

株式会社ダスキンサーウ
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2025年 3月 31日 次回訪問日 2025年 4月 28日 取引 現金 No.100361490700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税率 10%
確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

整理番号 1 0 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費
------------------------------	---

支出年月日	7 年 1 月 6 日 他	支出額	百万 千 円 2 3 7 6
-------	---	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキン使用料 (事務所用) (1/6、1/31、2/28分) 990 円 × 3 月 × 0.8 = 2,376 円 (政務活動に使用する割合が8/10であるため)
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

納品 領収書 No. 0001024403 押尾 たかよし 様	T8030001060421 ダスキン マルシン 株式会社マルシン 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-119 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076	
---------------------------------------	--	--

納品日 7年1月6日 次回は 月 日 曜日
 担 当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収 入	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税	***		

印 紙
 5万円以上
 貼 付

領 収 額
990

前 回 未 収 額

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号

1 0 1 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品 領収書
No. 0001029187
神尾 たかよし 様

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年 1月31日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしり

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額

990

← 前回未収額

納品 領収書
No. 0001032626
神尾 たかよし 様

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年 2月28日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしり

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額

990

← 前回未収額

整理番号 1 7 0

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> 1年 1月 6日、^{2/5}、^{3/5} </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;"> <p>¥68,200 × 3</p> <p>= 204,600</p> <p>(按分した場合の積算方法 $204,600 \times 9/10 = 184,140$)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 184140 </div> 円 </div> </div> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
使 途	事務所家賃 (R7.1~3月分)
支 出 先	(株) サニウシニク

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大島ハイツ			1 階	101号室
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種類	アパート	家屋番号	3520番21		
	構造	木造 / 2 階建				
面積	専有(壁芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額	66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷金	(賃料の1ヵ月分)	60,000 円
		管理費	月額		円(うち消費税 円)	(金額)
	共益費	月額	2,200 円(うち消費税 200 円)	礼金	(賃料の1ヵ月分)	
		駐車料	月額		円(うち消費税 円)	(総額)
	付風施設料	月額	円(うち消費税 円)	権利金	(うち消費税)	6,000 円
	雑費	月額	円(うち消費税 円)		(総額)	円
	保険料	総額	19,000 円(うち消費税 円)	更新料	(うち消費税)	円
	保証料	総額	68,200 円		新賃料の1ヵ月分	(別途消費税)
	保証金	総額	円(3.3m ² 当たり 円)	更新手数料	新賃料の0.5ヵ月分	(別途消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
	保証金の償却	建物明渡し時に	%	契約更新時に	%	
		(総額)	円	(総額)	円	
			(うち消費税) (円)	(うち消費税) (円)		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日 迄の 2年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付風施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)	持参先			
		(氏名)				
	振込先	口座No.			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
	口座名義人				68,200 円	
		口座引落 委託会社名 保証会社				
翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。						

頭書(3) その他	付属施設		[Redacted]	
	貸与する鍵一覧	自動ドア	自動ドア	シャッター
		No.	No.	No.
		No.	No.	No.
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日			ポストボックス	[Redacted]

頭書(4) 特約事項
別紙、特約事項を参照してください。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

		貸主・甲		借主・乙	
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	[Redacted]		[Redacted]	
電話番号	048-739-1235	[Redacted]		[Redacted]	
氏名	[Redacted] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	[Redacted]		榮寛美	
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	印
保証機関	エルズサポート(株)				
(緊急時の連絡先)	[Redacted] (氏名) [Redacted]	(電話番号)	[Redacted]	(乙との関係)	[Redacted]
媒介業者			媒介業者		
免許番号	埼玉県知事(2)第22767号	免許番号	埼玉県知事(16)第0665号		
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住宅		
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井		
宅地建物取引士			宅地建物取引士		
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]		
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	株式会社マルヤ住宅		
電話	048-739-1235	電話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010		

整理番号 1 5 6

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	^{昭和} 7 年 1 月 6 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">百万</td> <td style="padding: 2px;">千</td> <td style="padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">546</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	546
百万	千	円							
	5	546							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">廃棄物処理代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">5,940 × 0.9 = 5,346</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38052	07-01-06	16:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (認証)		
お振込明細またはご案内		
埼玉縣信用金庫		
鴻巣支店		
普通 0507032		
1) サツマツヨウテツ様		
カネコウタセイムカット"ウツ"ムソヨ様		
電話番号		印紙税申告納
取扱番号	500008	付につき浦和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

廃棄物処理代 令和6年
12月分
(可燃・不燃・リソ・資源等)

別紙明細

440円 [振込手数料]

よいこと。
足りない場合は、別紙を使用すること。
)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③受取人、④代として「など何に支出されたか分かるような記載」、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2025年 1月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島商店
 埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番15号
 電話 048(541)0637
 電話 0493(54)5977
 F A X 048(541)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額

¥5,500

税率

10%

消費税額

500

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
12/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			500	000	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					500	000	

整理番号				
		1	4	3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広報・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 7年 1月 6日 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">他</p>	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="font-size: x-small;">百万</th> <th style="font-size: x-small;">千</th> <th style="font-size: x-small;">円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>26</td> <td>792</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	26	792
百万	千	円							
1	26	792							
使 途	<p>事務所家賃 (2月~3月分) $140,880 \times 0.9 = 126,792$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;"><送金料を含む></p>								

領収書等貼付欄

- ① 令和7年 1月 6日
- 令和7年 2月 10日

- ③ 事務所家賃 (2月~3月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 4 3 - 2

領 取 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
07-01-06		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N122	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	07-01-06	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございます。

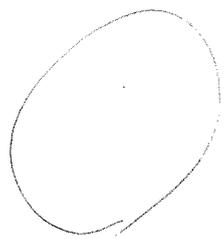
—— ゆうちょ銀行 ——

ご 利 用 明 細 票

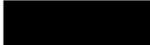
お取扱日	店番	お取引内容
07-02-10		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N032	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金	*440円	
振込予定日	07-02-10	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございます。

—— ゆうちょ銀行 ——



賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

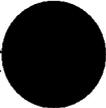
第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 

整理番号 /

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text" value="7"/>年 <input type="text" value="1"/>月 <input type="text" value="6"/>日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(他)</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="75"/></td> <td><input type="text" value="96"/></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="75"/>	<input type="text" value="96"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="75"/>	<input type="text" value="96"/>							

<p>使 途</p>	<p>事務所来客用駐車場賃借料 (2月~3月分) <送金料を含む></p>	<p style="text-align: right;">$8,440 \times 0.9 = 7,596$</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---	--

領収書等貼付欄

- ① 令和7年 1月6日
- 令和7年 2月10日

- ② 事務所来客用駐車場賃借料
(2月~3月分)

- <領収書は別紙 >

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※使分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

144 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-01-06		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N127	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-01-06		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-02-10		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N037	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-02-10		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	指定場所	[]
	名称	町田駐車場		

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	[]
---------	----------	------	-----

(3) 契約期間

契約期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： [] 口座番号： [] 口座名義人： [] 電話番号： [] ※振込手数料は、借主負担とする。
	② 振込	
	3. 持参	

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[]
	住所	[] 電話 []

管理者	商号又は名称	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	所在地	〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15		電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	[]
	住所	[]

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一个月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年 3月 / 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [Redacted]	電話	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話	[Redacted]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話	[Redacted]
	住所	入間郡越生町上谷450		

宅地建物 取引業者	商号 (名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生 908 番地 15	電話	049-292-3408
	免許証番号	埼玉県知事 (2) 第 2 3 4 4 4 号		
宅地建物 取引士	氏名	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生 908 番地 15		

整理番号 104-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	7 年 11 月 6 日	支出額	百万 千 円 203688
使 途	7年2月6日, 7年3月4日 事務所賃借料+振込手数料 (2,3,4月分) $6789.6 \times 3 = 203,688$		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人

別紙明細

支払先(株)JST

1320 【振込手数料】

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

104-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
49108	07-01-06	11:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 紙)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400045
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-02-06	15:30	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 紙)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 600002
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-03-04	09:27	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 紙)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300009
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

104-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ （以下「甲」という。）と借主 鈴木 正 人 （以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保 険 料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施 設 料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

104-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。 明け渡し時には中には何も無い状態で引き渡すものとする。 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

104-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社コスモ	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 1105-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 7年2月6日 7年3月4日	支出額 百万 千 円 30888	※政務活動費を充当した金額を記載 $(11000 + 440) \times 0.9 = 10296$ $10296 \times 3 = 30888$
使 途 契約駐車場代 + 手数料 (2、3、4月分)		

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

⑤鈴木正人
 支払先(有)東土地

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 105 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
49108	07-01-06	11:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)

お振込明細またはご案内
 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 1) ケイキユウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカット ウツムツヨ様

お取引人
 電話番号 [Redacted]
 取扱番号 400043
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-02-06	15:28	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)

お振込明細またはご案内 02月07日付電信
 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 1) ケイキユウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカット ウツムツヨ様

お取引人
 電話番号 [Redacted]
 取扱番号 600001
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-03-04	09:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)

お振込明細またはご案内
 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 1) ケイキユウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカット ウツムツヨ様

お取引人
 電話番号 [Redacted]
 取扱番号 400006
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

特約条項

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富士見市水谷東2-3248-1

番号 No. [Redacted]

賃料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷金 金 [Redacted] 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和6年5月16日より令和7年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先

[Redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和6年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 理恵子

電 話 [Redacted]

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中栄岡 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人

住 所

氏 名

電 話

取引主任者

氏 名

登録番号

105-3

整理番号 107-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	[調査研究・政策立案活動費] 1:調査研究費 2:グループ活動費 [広聴・広報活動費] 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 [経常的経費] 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	7 年 11 月 6 日 74年2月6日, 74年3月4日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">14949</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載 $5500 \times 3 + 110 = 16610$ $16610 \times 0.9 = 14949$	百万	千	円		14949	
百万	千	円							
	14949								
使途	廃棄物処理代 + 振込手数料 (12月、2月分)								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人

支払先

大村高専(株)

別紙明細

110

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 107-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
49108	07-01-06	11:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (破 毀)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ”(カ様
登録番号 0002
入 入 キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060005
印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-02-06	15:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (破 毀)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ”(カ様
登録番号 0002
入 入 キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060005
印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-03-04	09:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (破 毀)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ”(カ様
登録番号 0002
入 入 キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 040002
印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

107-3

出力日：2025/01/08 09:36

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL: 048-476-7525

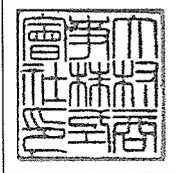
鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL: 048-472-0328
大村商事株式会社



登録番号: T1030001045239

請求書発行日 2025年1月7日(火)

請求書番号 000036239

締日 2024年12月31日(火)

支払期限 2025年1月31日(金)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額 5,500 円

件名: 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウジ(カ)
備考	

107-4

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/01/08 09:36

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門		備考				
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/12/31	廃棄物処理代12月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2024/12/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--

107-5

出力日：2025/02/05 16:20

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL: 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL: 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号: T1030001045239

請求書発行日 2025年2月5日(水)

請求書番号 000037532

締日 2025年1月31日(金)

支払期限 2025年2月28日(金)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名: 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウカ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウカ(カ)
備考	

107-16

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/02/05 16:20

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門		備考				
メモ1			メモ2				
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/01/31	廃棄物処理代1月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2025/01/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--

107-7

出力日：2025/03/05 10:59

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL: 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL: 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号: T1030001045239

請求書発行日	2025年3月4日(火)
請求書番号	000039084
締日	2025年2月28日(金)
支払期限	2025年3月31日(月)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名: 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウカ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウカ(カ)
備考	

107-8

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/03/05 10:59

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/02/28	廃棄物処理代2月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2025/02/28	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--